

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正 後					現 行				
別表（第 2 条、第 4 条関係）					別表（第 2 条、第 4 条関係）				
職名	区分	報酬額	旅費		職名	区分	報酬額	旅費	
			宿泊料 （1 夜 につき）	食卓料 （1 夜 につ き）				宿泊料 （1 夜に つき）	食卓料 （1 夜 につ き）
略					略				
選挙長	1 日	<u>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号）。以下「執行経費基準法」という。）第 1 4 条第 1 項各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</u>	(略)	(略)	選挙長	1 日	<u>1 0 , 8 0 0</u>	(略)	(略)
投票所の投票管理者					<u>1 2 , 8 0 0</u>				
期日前投票所の投票管理者					<u>1 1 , 3 0 0</u>				
開票管理者					<u>1 0 , 8 0 0</u>				
選挙立会人					<u>8 , 9 0 0</u>				
投票所の投票立会人					<u>1 0 , 9 0 0</u>				
期日前投票所の投票立会人					<u>9 , 6 0 0</u>				
開票立会人					開票立会人		<u>8 , 9 0 0</u>		

不在者投票所の投票立会人	<u>1 日</u>	<u>執行経費基準 法第 1 3 条の 2 第 2 項に定 める額</u>	
略			
備考 1・2 (略)			

不在者投票所の投票立会人		<u>1 0 , 9 0 0</u>	
略			
備考 1・2 (略)			